

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

4

No.238 | Apr. 2021

相続のあれこれ

—
暦年贈与が
なくなるって
本当？

特集



ココが変わる！

税制
改正

TOPIX



〈社長の履歴書〉磐栄ホールディングス株式会社 村田裕之氏

〈生産性向上術〉辻・本郷 クラウド会計フェス2021春

〈オフィスレポート〉遠野事務所



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

令和3年度

ココが変わる!

税制改正 TOPIX

昨年の12月に「令和3年度税制改正大綱」が公表されました。ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るためのさまざま税制が盛り込まれています。これからのビジネスや暮らしに大きな影響を与える今回の改正について、スペシャリストである辻・本郷のスタッフが注目度の高い項目をわかりやすく解説します。ぜひ、参考にしてください。

私たちが解説します!



辻・本郷 税理士法人
北千住事務所 マネージャー
税理士
羽藤 徹夫



辻・本郷 税理士法人
相続部 シニアコンサルタント
税理士
井口 麻里子



辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社
ITコンサル部
シニアマネージャー
久和 大輝



辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社
企業支援部
シニアマネージャー
金子 均

法人TOPIC-01

中小企業事業再編投資損失 準備金制度の創設

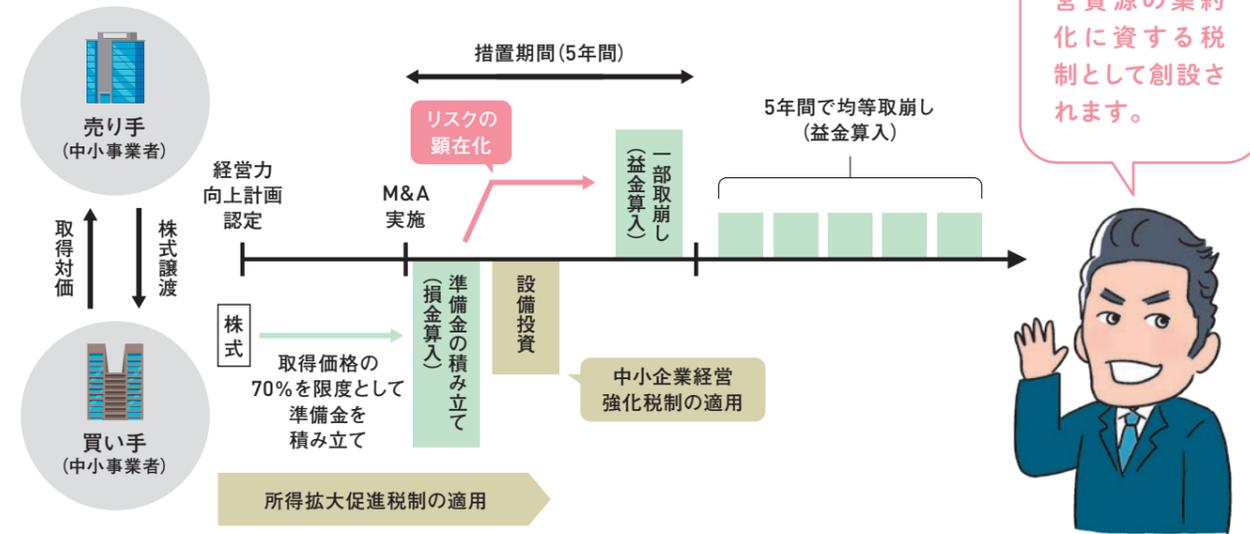
経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が株式譲渡によってM&Aを行う場合※に、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、株式等の取得価格の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その

事業年度において損金算入できることとなります。経営力向上計画とは、経営資源の集約化による生産性向上等を目指すものをいいます。

※取得価格が10億円を超える場合を除く。

POINT!

中小企業の経営資源の集約化に資する税制として創設されます。



POINT!

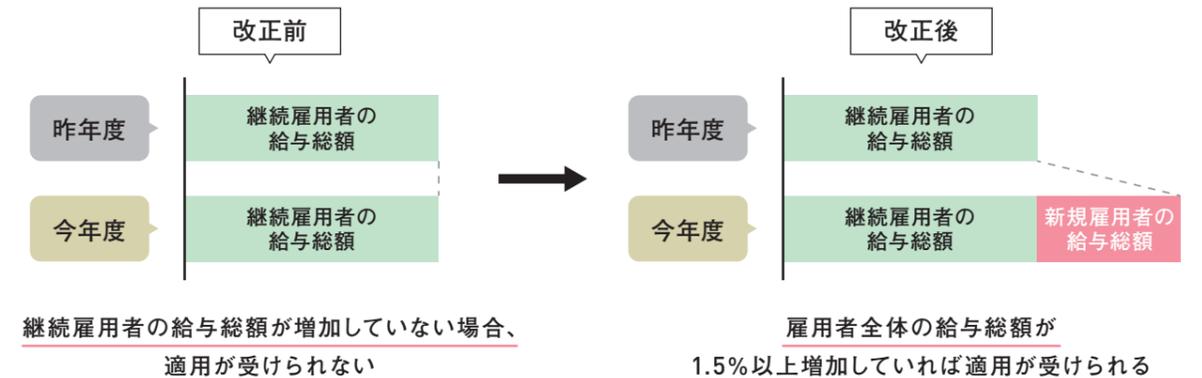
雇用を守りつつ賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を下支えする観点から改正が行われます。



法人TOPIC-02

所得拡大促進税制の見直し (中小企業者等)

中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部が法人税から税額控除できます。



法人TOPIC-03

デジタルトランスフォーメーション(DX) 投資促進税制の創設

青色申告を提出している法人がDXによる企業変革を進めるためのデジタル技術に関する一定の投資に関し、産業競争力強化法に基づく計画について認定を受けた場合、特別償却または税額控除等の税制メリットが受けられます。

対象資産	特別償却	or	税額控除
ソフトウェア 繰延資産※1 機械装置※2 器具備品※2	30%		3%
			5%※3

※1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
 ※2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
 ※3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合

POINT!

DX化を促進するため投資額につき税額控除または特別償却を認める措置が新たに設けられます。



個人TOPIC-02

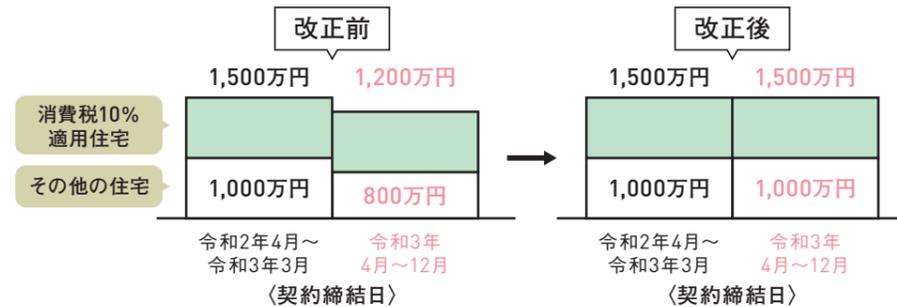
住宅取得に係る改正

日本経済活性化のための住宅購入を後押しする施策として、親・祖父母等の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金に係る贈与税

の非課税措置等」、そして所得税の税額控除制度である「住宅ローン控除」が見直されました。

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の見直し

令和3年4月1日から令和3年12月31日までに住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を引き上げます。



POINT!

改正後は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの非課税限度額と同額に据え置きとなります。



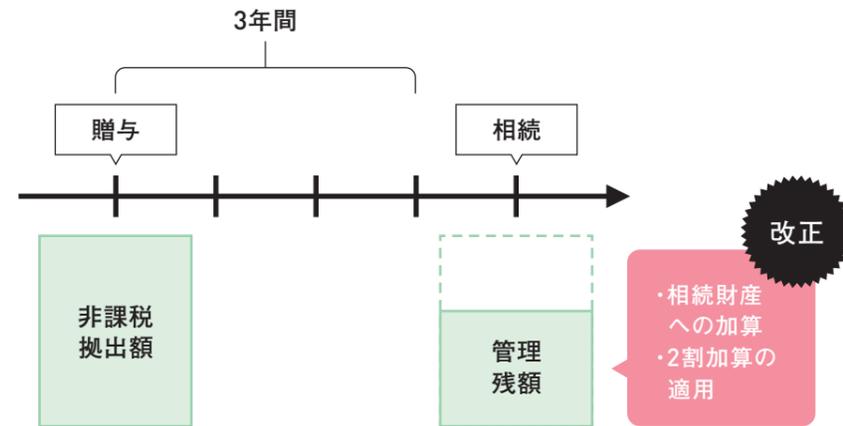
個人TOPIC-01

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

子や孫に教育資金の援助をした場合、贈与税がかからないようにする特例措置について、2021年3月31日までとしている適用期限を2年間(2023年3月31日まで)延長することが決まりました。

POINT!

本来の趣旨と異なる節税的な利用を防止するための見直しをしたうえで、適用期限が2年延長されます。



- 教育資金の一括贈与の非課税措置が2年間延長されます。
- 教育資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合、その時点で残っていた教育資金(=管理残額)を受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなして、相続税が課されます。
- 贈与者の子以外の直系尊属に相続税が課される場合は、管理残額に対応する相続税額が2割加算の対象になります。

② 住宅ローン控除の見直し

住宅の取得等に係る消費税が10%の住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置が延長されます。

POINT!

合計所得金額1,000万円以下の方については床面積40㎡以上の住宅からローン控除の対象となります。



	床面積	令和2年	令和3年	令和4年
改正前	50㎡以上	← 居住開始 →	← 居住開始 →	
		新築は9月、建売などは11月までに契約		
改正後	合計所得金額 ①1,000万円以下 40㎡以上 ②3,000万円以下 50㎡以上		← 居住開始 →	
			新築は9月、建売などは11月までに契約	

このほかにも税制改正に関して、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」(P8)、「相続税と贈与税の一体課税」(P10)についてコラムを掲載しております。ぜひお読みください。

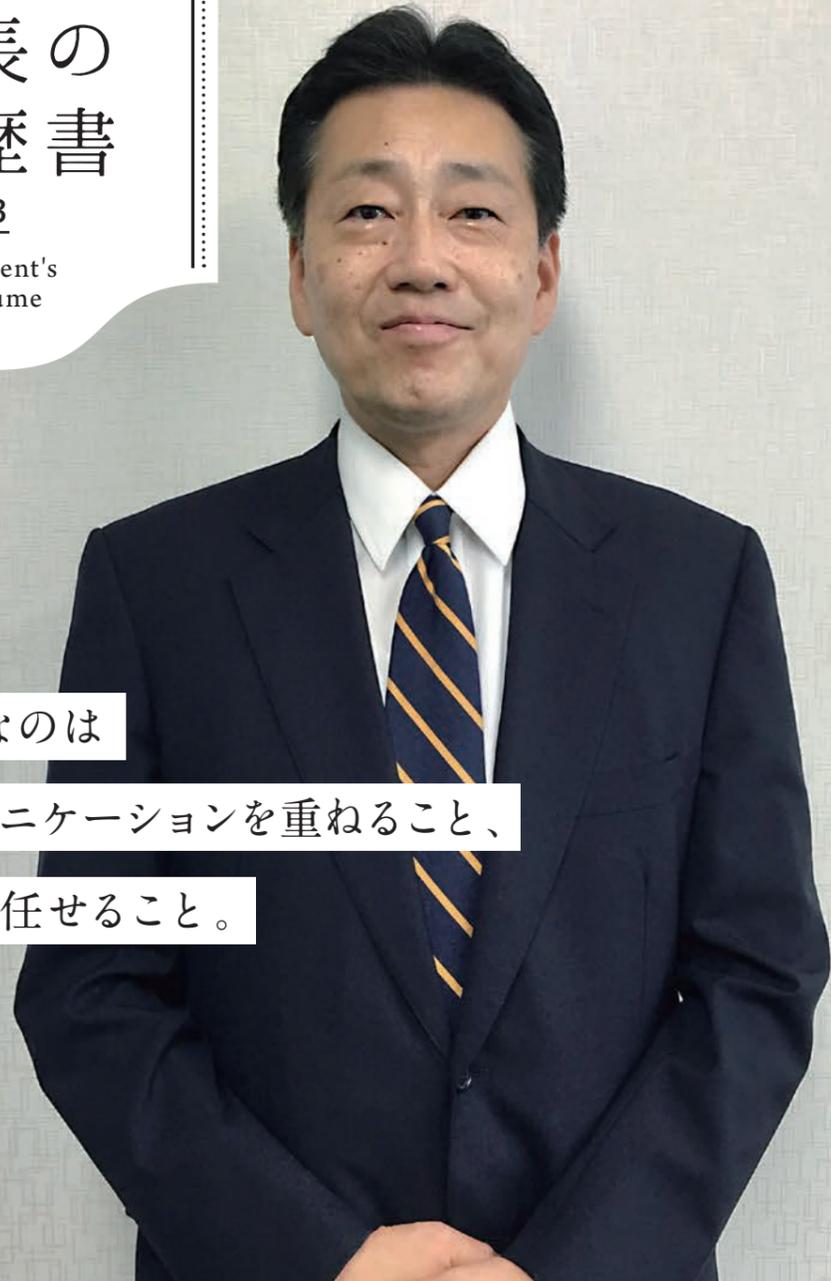
詳しい改正の内容や諸条件のご確認、
不明点・ご相談などはお気軽に担当者までお問い合わせください。



社長の履歴書

13

President's Resume



大切なのは

コミュニケーションを重ねること、

そして任せること。

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、45社からなる

「磐栄ホールディングス」を率いる村田裕之さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

磐栄ホールディングス株式会社
代表取締役

村田裕之氏

公認会計士から転身

福島県いわき市を拠点に、運送業をメインとしながらも太陽光発電事業やアグリ事業にと事業展開している磐栄ホールディングス。代表取締役の村田裕之さんはもともと公認会計士として監査法人に勤めていましたが、義父が母体となる磐栄運送株式会社の社長をしていたことから、1993年に副社長として同社に入社。2002年に社長に就任し、2016年にホールディングスを設立しました。M&Aにより規模を拡大しており、現在、その傘下には45社もの企業が属しています。

M&Aによる多角化で成長

事業を多角的に広げるきっかけは東日本大震災になります。当時、事業展開していた2つの拠点は幸いにも無事でしたが、企業の継続性と運送事業のさらなる発展を考慮すると、拠点をもっと増やしたほうが良いと考えるようになり、M&Aによる多角化を志向するようになりました。

すべて友好的M&Aで、その多くは後継者不足に悩む会社です。「M&Aする上で大切なのは、その企業の文化を尊重すること

です。M&Aされる企業はさまざまな不安を抱きます。親密なコミュニケーションを行うことで不安を払しょくする。そして、人事や給与などに

は口を出さず、権限を与えしっかりと任せる。これが重要なんです」村田さんはM&Aのポイントを話します。

村田さん自身も会計士から運送業に転身したとき、そのギャップに戸惑い大変不安だったといいます。ドライバーは職人気質な人が多く、村田さんがこれまで触れてきたビジネスパーソンとは雰囲気 differed。しかし、あきらめることなく真摯にコミュニケーションを重ねることでお互いの理解を深め、良好な関係を築いてきました。

緩やかなアライアンスで規模拡大

「ガチッとした強いまとまりというよりも、緩やかなアライアンスのもと、各企業が個性を存分に発揮してやりたいようにやる。そして、その結果としてグループ全体がい



い方向に向かっていく。そんな集合体を目指しています。また、今後は同業種を中心とした水平的M&Aだけでなく異業種を視野に入れた垂直式M&Aを増やし、多様な経験や知識を持った人と一緒に仕事をしてビジネスの幅を広げていきたいと考えています」

現在、中国にも拠点を設けグローバルな展開を目指している磐栄ホールディングス。さらなる多角化による成長に大きな期待が寄せられます。

BIOGRAPHY

- ・1960年 大阪府出身
- ・1984年 慶応義塾大学商学部卒業 生命保険会社に入社
- ・1987年 同社退社、公認会計士資格試験の為、浪人
- ・1988年 公認会計士2次試験合格 サンワ・等松青木監査法人(当時)入所
- ・1989年 同所を退所し会計事務所に勤務
- ・1992年 公認会計士登録
- ・1993年 磐栄運送株式会社代表取締役副社長として入社
- ・2002年 同社代表取締役社長に就任
- ・2016年 純粋持株会社として磐栄ホールディングス株式会社を設立、同社代表取締役として就任

磐栄ホールディングス株式会社

母体となる磐栄運送株式会社は1961年に設立。全国に45社に企業を有する純粋持株会社。総合物流企業としてのさらなる基盤強化を目指すとともに、太陽光発電事業やアグリ事業など多角的な広がりを見せている。

<http://www.ban-ei.co.jp/>
福島県いわき市泉町下川字大剣1-97
TEL 0246-96-6311



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 蔵原 淳一 〕

中途採用比率の 公表義務化について

2021年4月1日から「正規雇用労働者の中途採用比率の公表」が義務化されます。今回は公表義務化の概要を解説いたします。

<公表の方法>

年に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で求職者が容易に閲覧できる形で、「直近の3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を公表することが必要となります。

※中途採用とは新規学卒等採用者以外の雇入れを指します。
※中途採用比率とは、「正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合」を指します。

3.対象企業が行うべきポイント

・公表の対象となるデータの収集と並行して、どこに公表するかの検討が必要です。また、担当部署等を明確にし、毎年スムーズに対応できるよう体制を整える必要があります。

・情報公開に伴い、中途採用が活発化する可能性があります。新卒一括採用がメインだった企業は採用基準やルール、評価制度などを改めて整備しておくことが必要です。

1.目的

中途採用比率の公表は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的としています。

2.概要

<対象>

常時雇用する労働者の人数が301人以上の大企業
※中小企業については、中途採用が既に活発に行われていることや事務的負担を考慮して義務化の対象外となっています。

※常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず下記のいずれかを満たすものを指します。

- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者



税制改正で世相を読み解く②

「カーボンニュートラル」とは？

令和3年度税制改正で、デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制と共に脱炭素社会の実現を目指した投資促進税制(税額控除・特別償却)特例が創設されました。

なぜこの特例が創設されたのか？

2020年10月、日本は2050年までに脱炭素社会を実現させる〈2050年カーボンニュートラル〉を宣言しました。政府は税制だけでなく2兆円の基金支援策や規制改革など、政策ツールを総動員して「グリーン成長戦略」を打ち出しています。

「カーボンニュートラル」とは？

CO2排出分を、一定の条件を満たす省エネ・脱炭素化に資する最新設備導入などで、実質的にゼロの状態にすること。

「グリーン成長戦略」とは？

温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入。→従来の発想を転換し、積極的に対策を行い、産業構造や社会経済の変革をもたらし、大きな成長に繋がる「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策。

企業や団体の一般的な取り組みの事例

化石燃料を使わない再生可能エネルギーへの切り替え、廃棄物の削減。輸送の電化。省エネ技術の導入。輸送削減のため、より局所的な生産への切り替え。植林など。

企業が「カーボンニュートラル」に取り組むメリット

お客様への環境配慮型商品のアピールや、地球温暖化対策にお客様と企業が協力する参加型コミュニケーションスタイルを作り上げ、企業の環境イメージを高めることなどが可能。

気候変動への危機感が高まる中、消費者アンケートでは72%の人が商品購買を通じて社会貢献活動に参加したいと回答しています。今回創設された特例は「選ばれる企業」になる為を活用することもできそうですね。



○経済産業大臣説明資料
「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」
<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012-1.pdf>

1分でわかる

税金のはなし



新宿ミライナタワー事務所
審理室
片 ユカ

あ 相 気 ち
れ 続 にな ゃ
れ の なる っ
れ の なる と

● 木村信夫の

『さあ大変！暦年贈与がなくなるって本当ですか？』

1 贈与制度が精算課税制度一本に

令和3年の税制改正大綱の中に相続税・贈与税の一体化(以下一体課税という)に向けて検討するという項目があり、令和3年から本格的な検討が始まります。

その理由は、老老相続が増加しており、若い世代への資産移転が進みにくい状況にあることと、暦年贈与を毎年行うことによる相続税の節税を問題視しているからです。

そこで、財産を相続でもらうか生前に贈与でもらうかにかかわらず税負担が一定であれば、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促進されます。また同時に暦年贈与による相続税の節税も防止することができます。

これから数年かけて新しい一体課税を検討するようですが、110万円まで課税されない暦年贈与制度を廃止して相続時精算課税制度一本になるようなイメージです。

2 アメリカ型、ドイツ型、フランス型

アメリカには既に似たような制度があります。贈与税と遺産税(相続税)が統合されており、過去にもらった財産を全て合算して相続税を計算する制度です。

ドイツは相続開始前10年分の生前贈与財産を取り込んで相続税を計算し、フランスは過去15年分の生前贈与財産が取り込まれます。

おそらく近い将来、早ければ数年以内に、この欧米のどれかに近い内容に改正されるのではないかと予想されます。

3 今後はなるべく多く贈与してもいいのでは

そこでどうすれば良いかということですが、資産家の人は今まで贈与200万円で贈与税9万円、贈与300万円で贈与税19万円くらいの贈与ではなく、もう少しまとまった財産を贈与することを検討してください。

たとえば、20歳以上の子や孫へ1,000万円で贈与税177万円、1,500万円で贈与税366万円くらいは考えても良いかもしれません。

相続税・贈与税一体課税になると今までできた暦年贈与の節税ができなくなる可能性があります。早めの行動が必要です。



#14

生産性向上術

辻・本郷 クラウド会計フェス2021春 | 〇

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。

今回は3月19日～25日にオンライン(Web)展示会形式で行われた「経営者・個人事業主 必見!辻・本郷 クラウド会計フェス2021春」をご紹介します。



えびちゃん



相談者

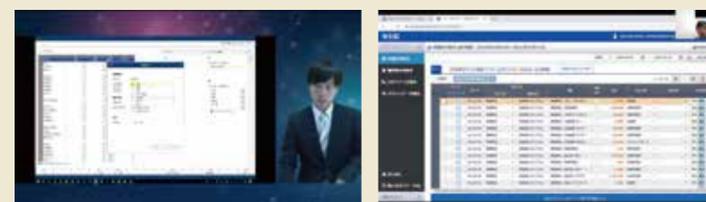
会計ベンダーさんごとに動画が見られたし、お題目ごとに動画が分かれていてとても分かりやすかったわね。

各ベンダーさんには、実務担当者、経営者や個人事業主に向けて最先端情報が満載の発表をしていただきました。

その1『仕訳入力は時代遅れ?クラウド会計の“今”』

その2『会計ベンダーが提案する近未来型月次分析ツール』

その3『ここまで来た!システム自動連携の新時代』



えびちゃん



相談者

クラウド会計を利用することによって、自動連携による業務効率化や知らなかった機能なども実際に操作している動画で教えてもらえてとても勉強になったわ!これからも継続して最新情報を発信して欲しいわ。

分かりました!『辻・本郷 クラウド会計フェス』は今後も開催する予定ですのでご期待ください!また、参加いただいた会計ソフトベンダー様、誠にありがとうございました。

【出場企業】①株式会社オービックビジネスコンサルタント ②日本ビズアップ株式会社 ③ピー・シー・エー株式会社 ④freee株式会社 ⑤株式会社マネーフォワード ⑥株式会社ミロク情報サービス ⑦弥生株式会社(五十音順)



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☐a.ebihara@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 16 遠野事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第16回目となる今回は、遠野事務所からのレポートです。



遠野事務所は、岩手県のほぼ中央部に位置し、県内の内陸地域はもちろんのこと、釜石市や大船渡市などの沿岸地域へのアクセスにも便利な立地にあります。開設から現在10年目を迎えています。

基礎業務である法人・個人の顧問、申告業務に加え、相続・事業承継・公会計・その他コンサル業務まで、県内や全国各事務所と連携し日々の業務に取り組んでおります。

スタッフは現在10名で、男女比はちょうど半々、年代構成も若手からベテランまでバランスが良く、どの年代のお客さまにもご相談いただきやすくなっています。

事務所の特徴の一つに、所内各所に生花が飾られていることが挙げられます。応接スペースだけでなく、入口や執務スペースにも毎週彩りのあるお花が飾られ、お客さまだけでなくスタッフの気持ちも和ませてくれます。また、スタッフのお誕生日には他スタッフよりお花やプレゼントを贈るイベントも特色の一つです。所内の雰囲気明るくし、円滑な情報共有にも一役買っています。

これからもこの遠野を起点として、お客さまや地域の皆さまより頼りにしていただけるよう努力してまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。



遠野事務所 所長(東北エリアパートナー兼務)

菊池 晃

2008年1月 社・本郷 税理士法人 入社。
法人顧問を中心に公会計業務にも携わる。公会計では新制度導入時より財務書類作成、公営企業会計業務、消費税申告・法適用化移行業務を担当。趣味はサウナとメダカの飼育。

あなたの考える遠野の魅力とは？

民話のふるさと「遠野物語」で有名です。冬は-20℃にもなり夏は30℃を優に超える自然厳しくも情緒豊かな地域です。今年の夏は散歩中にニホンカモシカに遭遇しました。



④ 遠野事務所

〒028-0541
岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8
TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317



STAFF RECOMMEND



遠野事務所の玄関です。お花は週替わりです。お客様もスタッフも楽しみにしています。(澤村)



妖怪伝説が残る遠野市では交番までもがカッパの姿をしています。(星川)



ホップの生産地としてクラフトビールどぶろく特区ならではの自家製どぶろくなどを楽しめます。(星川)



めがね橋は「銀河鉄道の夜」のモチーフになったとされ、道行く人を幻想の世界へと誘います。(多田)



遠野まつりの風景です。各地区に「しし踊り保存会」があります。南部ばやし、おみこしなどが参加します。(菊池)



社・本郷のYouTubeチャンネルでは当事務所を紹介。遠野市公式キャラクターのカリンちゃんも登場!

Tsuji Hongo News

相続セミナー ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

『令和3年度 税制改正(資産税・所得税)の主要なポイント【座談会】』

座談会14:00~/相談会15:00~ **参加費無料**

◎登壇者:辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫 他

沖 縄 | 4月15日(木)

◎会場:沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
◎詳細:沖縄事務所 098-941-3230

新 潟 | 4月20日(火)

◎会場:新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

札 幌 | 4月27日(火)

◎会場:かでの2・7 510会議室
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031遺産相続・
キャプティブ保険
ガイド

from Hawaii

アメリカ・ハワイ州における国際税務や遺産相続について
現地在住の弁護士が具体的な事例をご紹介します。

今回のテーマ:

Ancillary Probate (補助検認手続き)とは

プロベートとは、裁判所が遺族や事前に指定されていた受取人に、故人の資産を分配し、債権者に債務の支払い等をする検認手続きを指します。プロベートは一般的に、故人が生前居住されていた州の裁判所にて実施されます。ですが故人が不動産等を含む資産を他州に残して亡くなった場合、Ancillary Probate(補助検認手続き)を実施する必要が発生する場合があります。

Ancillary Probate (補助検認手続き)は
どの様に実施されるのか

Ancillary Probate(補助検認手続き)は、最初のメインのプロベートが実施された後に、開催されます。最初のメインのプロベートが実施された際、裁判所では、遺言書の効力等を検討し、執行人を指名します。遺言書等が無い場合、裁判所は遺言文書等がない場合の処理手続きを行い、執行人を任命します。裁判所は、裁判所が所在する州以外の資産については、管轄することができないため、他州に実在する資産に関しては、Ancillary Probate(補助検認手続き)を開かなければいけません。

まとめ

Ancillary Probateを実施する際に掛かる弁護士費用を軽減する、または難しいプロベート手続きを回避するため、故人は生前、以下の手段を取ることができます。①不動産等はJoint Tenancy(共有名義)やTenancy by the Entirety(夫婦の共有名義)等の名義において、所有する。②トラストに資産を移す。③不動産等のためには、Transfer on Death Deedを作成する。



本郷 友香(ほんごう ゆか)

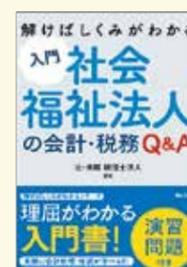
TH弁護士法人パートナー 米国弁護士

プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

✉ info@hongolaw.com 🌐 http://www.hongolaw.com/

新刊書籍

書籍・小冊子一覧

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc1/>解けばしくみがわかる
入門 社会福祉法人の
会計・税務Q&A
<演習問題付き>著 者: 辻・本郷 税理士法人
発 行: ぎょうせい
発行日: 2021/3/20
定 価: 2,860円(税込)もっと知りたい
信託活用術著 者: 辻・本郷 税理士法人
発 行: 東峰書房
発行日: 2021/3/1
定 価: 880円(税込)「今さら聞けない相続のはなし」
開催レポート

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>◎お問い合わせ: メール consuldiv@ht-tax.or.jp 電話 0120-730-706【第一回】家族で学ぶ相続の基礎知識
「相続かるた」を用いてわかりやすく解説しました

辻・本郷 相続センター主催の「今さら聞けない相続のはなし」(無料Webセミナー)を全五回開催し、知っているようで実は詳しく知らない相続のはなしを、わかりやすく解説いたしました。ご参加いただいた皆さま、誠にありがとうございました。今後も様々なセミナーを開催予定でございます。皆さま、ぜひご参加ください。

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口事務所	〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階 TEL.050-3612-3341
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-11 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
千葉事務所	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階 TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADROYA SOUTHERN TERRACE6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
府中事務所	〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階 TEL.050-3612-3340
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
センター南事務所	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階 TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階 TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入西谷鉦町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅前中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームより手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

